

と爲給ひけるが、上に云へることく、明る三年は天皇明仁不念ましけるによりて行はれず、遂に崩

給ひ、文徳天皇御世を嗣まし、明る仁壽元年の正月は、諒闇に坐ましければ行ひ給はず、そ

の明る二年に、其式を相繼て行はれたるなり、故其事を載らる、御世の始なれば、覽青馬助陽氣

也と、其覽給ふ謂を記して、賜宴群臣如常と言分て記され、覽給ふに此日賜宴の事は舊儀にて、青馬を、それ

よりうち連續て行はれたる事を、年々載られたるをもて知るべし、略青馬は儀式の青馬儀の

條の宣命に、常毛見留、青岐馬見太萬閉、退止爲氏奈毛云々、弘仁内裏式、内裏儀式、延喜式等に載ら

れたるも同じく、略中、そは或は葦毛とも云ふ毛色とぞきこへたる、和名抄に、爾雅注云、葵雕今

葵者、蘆初生也、吐、反、俗云葦毛是也、青白如葵色也とある毛色にて、白馬毛付奏文にも、葦毛と書例なるをもおも

ふべし、略中、さてその青といひ、葦毛ともいふ毛色を、又或は青鶯毛ともいへり、其は新撰六帖の

歌に、あを馬を題にて、右京權大夫源信實朝臣見渡せば、みなあをさぎのけつるめを引つゝけた

るうま司かな、とよまれたるをもて知るべし、略中、然るを後の御世となりて、青馬を白馬に更て

覽し給ふ事となれり、其は醍醐天皇の御世、延長の末つ方よりの事なるべし、然稽へたる由は、延

喜五年八月詔ありて、延長五年十二月に撰集して奏進られたる延喜式に、正月七日青馬云々、ま

だ青馬二十疋、自十一月一日至正月七日半分飼之とあるに、紀貫之朝臣の延長八年正月、土佐守

に任されて彼國に下り、京を發たまへる日頃は詳ならず任畢て上京の時の、土佐日記承平五年正月七日の條に、

略中、今日はあをむまなどおもへどかひなした、波のまろきのみぞ見ゆると書れたるをおも

へば、延長八年の頃には、其儀の名目にはなを青馬と唱へながら、既に白き馬を換用ひ給ひたり

し事決し、然るに延喜式撰ばる、時既に白馬を用ひられたらむには、其馬をさして青馬と書る

べき謂なし、寛平御記にも、禮記に據りて、以青馬七疋云、まかれば、延長六年七年八年の三年が間

にぞ更へられたりけむ、さらば延喜の末つ方より更られたりけるを、式撰集の間、既に舊式を